

いわき市製造業における省資源化・高効率化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰が中小企業等の経営活動に多大な影響を及ぼす中で、省資源化・高効率化に資する生産設備を導入することにより燃料費や原材料費等の経営コストの低減を図る事業者を支援する補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、原油・物価高騰に対応した高効率化等促進事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）の例による。

(申請者)

第3条 補助金の交付の申請ができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市の区域内に本社又は事業所を設置する製造業を営む中小企業の代表者であること。
- (2) 市の区域内において事業を継続して営むことが确实と認められる者であること。
- (3) 県要綱に基づく補助金（以下「県補助金」という。）について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）（以下「県規則」という。）第7条の規定による通知（以下「決定通知」という。）を受けた者であること。
- (4) 同一の決定通知に基づく補助金の交付の申請をしていない者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号の暴力団員をいう。）

ウ 暴力団員等（いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）第2条第3号の暴力団員等をいう。）

エ 社会的非難関係者（条例第2条第7号の社会的非難関係者をいう。）

(補助額)

第4条 補助金の額は、県補助金の補助対象経費から県補助金の額を減じた額の2分の1以内の額とする。ただし、補助上限額は250万円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(申請に係る期日等)

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、令和7年6月30日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書兼誓約書(別記様式)
- (2) 決定通知に関する書類
- (3) 第3条第5号を証する書類の原本又は写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに掲げる書類は、同条第2項の規定により省略する。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第10条の補助事業着手(完了)届の提出は、同条ただし書の規定により省略する。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条第2号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県規則第14条の規定による通知に関する書類
- (2) 県要綱第13条の規定による実績報告に関する書類

(補助金の支払)

第8条 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(処分が制限される財産等)

第9条 規則第17条ただし書に規定する期間は、県要綱第20条第1項に規定する処分制限期間とする。

2 規則第17条第2号に規定する財産は、県要綱第20条第1項に規定する財産とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から実施する。